

函館バス不当労働行為事件

最新 News

No.4

札幌高裁、会社側の訴えを棄却

労働組合の役員を懲戒解雇したのは不当労働行為にあたり無効であるとした函館地方裁判所の判決を不服とした函館バス株式会社（以下、会社という）の控訴審が、4月19日に札幌高等裁判所で開かれ、会社側の訴えは棄却された。これを受けて労働組合の私鉄総連函館バス支部は記者会見を行った。

この事件は、会社の労働組合である函館バス支部の書記長が、組合休暇をめぐり会社から懲戒解雇された。組合幹部を排除しようとしたことは不当労働行為にあたるとして、函館バス支部と会社が争ったもの。

一審では、書記長の懲戒解雇は不当労働行為にあたるとして無効、ならびに55万円の損害が認定され、会社と社長が連帯してこの損害賠償責任を負うことの判決が下された。判決を不服とした会社及び社長は控訴し、この間、札幌高等裁判所で審理が続けられてきた。

本日の判決では、一審の判決を全面的に支持し、組合側の訴えが全面的に認められる勝訴判決となった。そのなかでも、裁判所は、懲戒解雇は、組合差別や組合弱体化行為を目的とした「不当労働行為意思」によるものであると、単なる不当労働行為ではなく目的を持った意思があったと、違法性をより強調する指摘をした。

懲戒解雇が無効になった書記長は「札幌高裁判決で主張が認められたことはうれしい。会社が組合差別をすることで職場環境や職場の雰囲気が悪化しており、多数の乗務員が離職してしまっている。バスの乗務員の不足によってバス減便等が続いており、市民のために一日も早く職場復帰したい。」とコメントした。

函館バス支部が所属する私鉄総連北海道地方本部の加藤執行委員長は、「全面的に我々の主張が認められた判決であった。2024問題でバスの運転手不足が叫ばれている中、函館バス支部では現在9名の乗務員が会社から懲戒解雇などの不当労働行為により乗務できず、4月のダイヤ改正で減便となった。早期に職場復帰し、地域公共交通の責任を果たしていきたい。」と述べた。

函館バス紛争は、会社が労働組合である函館バス支部の弱体化のために労働組合執行部を排除したことが一連の発端となっている。函館バス支部の黒滝執行委員長が組合休暇の取り扱いについて会社から定年後の再雇用が拒否された裁判は、令和6年1月10日に最高裁判所が会社側の上告を受理せず棄却となったものの、黒滝執行委員長はいまだ職場に復帰できていない。

函館バス株式会社は、北海道南部唯一の路線バス会社として、函館市を含む近隣市町村45万人の生活を支え、地域には欠かせない企業である。

連合北海道はこれまでも、企業と労働組合が互いに手を取り合い、助け合いながら地域社会に貢献し、地域住民の生活向上と地域の感謝に応え続けられる労使関係の構築に取り組んできた。地域社会からの信頼を築き、地域のニーズにこたえるためにも、函館バス株式会社と私鉄総連函館バス支部の労使関係が早期に修復されることを強く期待する。



私鉄総連 加藤執行委員長